

第 2 部

個別計画

1 計画策定の趣旨

国は、平成28年の児童福祉法等の改正において、平成6年に批准したこどもの権利条約を法の理念として明記し、こどもを権利の主体として位置づけました。

そして、実親による家庭での養育の支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、こどもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する「家庭養育優先」の原則を規定し、実親による養育が困難であれば、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組や里親による養育を推進することを明確化しました。

令和4年の改正では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、市町村における子育て家庭への支援の充実等の措置を講じることとされました。

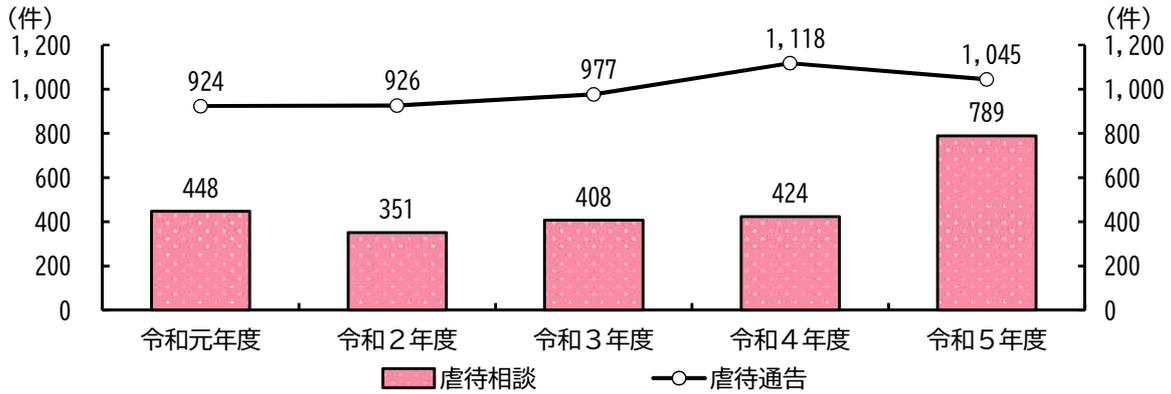
これらの法改正や、岡山市におけるこれまでの家庭への養育支援や代替養育、自立支援の取組を踏まえ、こどもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができるよう「こどもを最優先とした視点（Child First）」の下、社会的養育の体制を整備し、一人ひとりのこどものニーズに応じた適切な養育環境の実現を進めていきます。

(1) 現状

虐待通告件数は令和4年度には過去最多となっていますが、その後、件数は横ばいで推移しています。虐待の内容は、こども総合相談所（児童相談所）では、心理的虐待が最も多くなっています。地域こども相談センター（6福祉事務所に設置）は関係機関から早期の相談や通告が入るようになっており、ネグレクトが最も多くなっています。

また、令和4年1月に児童虐待による死亡事例が発生しました。その検証を踏まえて、こども総合相談所と地域こども相談センターでは、令和6年4月から役割分担のガイドラインを作成・活用し、それぞれの役割を明確にしたうえで、情報を共有しながら切れ目なくこどもと家庭を支援しています。

岡山市の虐待通告の状況（こども総合相談所）



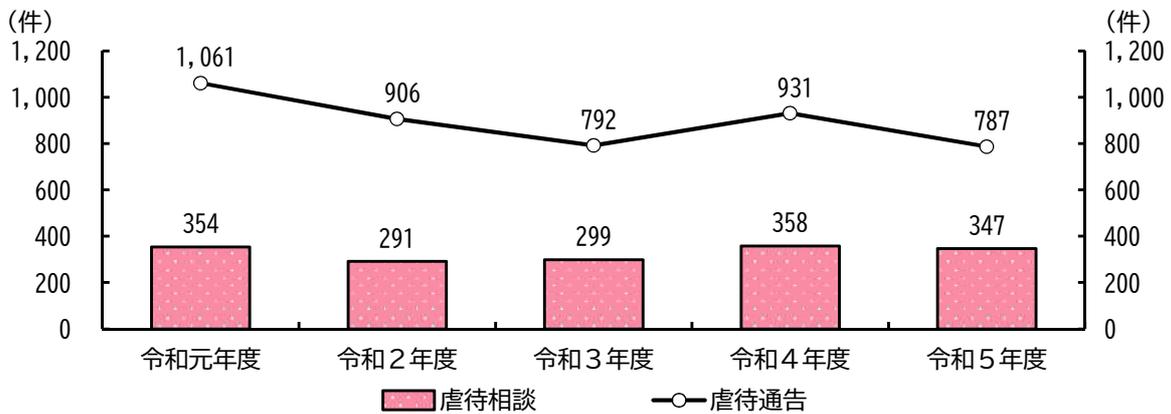
虐待内容の内訳（こども総合相談所）

単位：%

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
令和元年度	40(8.9)	3(0.7)	193(43.1)	212(47.3)	448
令和2年度	37(10.5)	2(0.6)	134(38.2)	178(50.7)	351
令和3年度	67(16.4)	8(2.0)	176(43.1)	157(38.5)	408
令和4年度	65(15.3)	4(1.0)	193(45.5)	162(38.2)	424
令和5年度	132(16.7)	5(0.6)	433(54.9)	219(27.8)	789

※（ ）内は合計に占める割合。少数点第二位四捨五入のため、合計 100%にならない場合あり
 ※ 令和5年度は、従来、養護その他相談に集計していた面前DVを心理的虐待に集計することとしたため、虐待相談対応件数が大幅に増加

岡山市の虐待通告の状況（地域こども相談センター）



虐待内容の内訳（地域こども相談センター）

単位：%

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
令和元年度	47(13.3)	0(0)	136(38.4)	171(48.3)	354
令和2年度	40(13.7)	0(0)	63(21.7)	188(64.6)	291
令和3年度	35(11.7)	3(1.0)	119(39.8)	142(47.5)	299
令和4年度	60(16.8)	3(0.8)	134(37.4)	161(45.0)	358
令和5年度	54(15.6)	1(0.3)	94(27.0)	198(57.1)	347

※（ ）内は合計に占める割合。少数点第二位四捨五入のため、合計 100%にならない場合あり

(2) 基本的な考え方

この計画は、社会的養育を必要とする全てのこどもが、意見を表明する権利を保障され、住み慣れた地域の中で、家庭や家庭に近い環境で、愛情に包まれながら健やかに育ち、将来、社会で自立した生活を送ることができる社会を目指しており、県と共同で策定した「岡山県社会的養育推進計画」とも連動しています。

こどもが権利の主体であるという理念を、当事者であるこどもと、その保護者や養育者がしっかりと意識し、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益が実現できるような取組を進めていきます。

社会的養育の体制整備にあたっては、支援を必要としているこどもや家庭のニーズを把握し、こどもの安全の確保や適切な保護その他の支援を行うため、こども総合相談所やこども家庭センターなどの支援体制を強化するとともに、関係機関と連携しながら、家庭への養育支援及び代替養育を必要とするこどもへの支援を推進します。

また、代替養育を必要とするこどもの一人ひとりの育ちのニーズに応じた適切な支援が行えるよう、その受け皿となる里親や施設等こどもの養育環境を整え、永続的で安定した質の高い養育を提供していきます。

さらに、代替養育を受けているこどもが社会に出てからも、自立した生活を送ることができるよう支援していきます。

2 こどもの権利擁護

(1) 現状

こども総合相談所では、里親、児童養護施設等（以下「施設等」という）で養育されているこどもに「こどもの権利ノート」を手渡し、守られるべき権利や困ったときの連絡先等を伝えています。また、適宜こどもと面接を行い、こどもの意見を聴取し、こどもの健やかな成長を見守りながら、自立に向けた支援を行っています。

一時保護施設を利用するこどもには「こどもの権利ノート」を手渡し、意見箱の設置による意向聴取に加え、施設入所等こどもの処遇を決定する際にも、こどもの意向を聴取し支援方針の策定に活かしています。

このほか、第三者である弁護士による意見表明等支援事業を通じて、施設等や一時保護施設を利用するこどもの意見を聴き、養育環境の改善や支援に役立てています。また、こどもの支援に携わる里親や施設等職員及びこども総合相談所職員は、研修等を通じてこどもの権利に関する学びを深め、日頃のこどもへの支援に活かしています。

(2) 基本的な考え方

こどもは、大人に意見を表明することへの抵抗感や、自分の考えや思いを意見として整理することの困難さから、一人で意見を表明できないことがあります。また、大人に対する不信感や現状への無力感等により、意見を表明できないこどももいます。このようなこどもの意見を表明する権利を保障するため、支援の過程でこどもの意見が尊重され、自身に関する決定に参加する機会を用意し、その意見が養育環境の改善等に反映されるよう努めます。

(3) 主要な取組

① こどもや関係者への周知

里親、施設等、一時保護施設を利用しているこどもへ「こどもの権利ノート」を活用し、こどもは権利の主体であり、意見表明の支援を受けることができることを周知します。

また、こどもの支援に携わる関係者へも周知し、日頃の支援において実践に努めるよう働きかけます。

② こども総合相談所によるこどもの意見聴取

こども総合相談所が支援するこどもに対しては、自分の暮らしや今後の処遇などについて意見を表明できるように丁寧なサポートを行い、適宜こどもとの面接を通じて意見を聴取し支援に活かします。

③ 第三者によるこどもの意見聴取

弁護士等の第三者が里親、施設等、一時保護施設を利用しているこどもが意見を表明できるように引き続き支援します（意見表明等支援事業）。聴取した意見は、こどもの処遇や養育環境の改善、施設等の運営に反映させます。

④ 児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の推進

こどもの意見に対して、こども総合相談所、里親、施設等、一時保護施設が執った対応等を児童福祉審議会へ報告し、助言を求めるなど、こどもの意見をくみ取ることができているか、こどもの支援や養育環境の改善に努めているか等を点検します。

⑤ 支援方針策定へのこどもの参加

里親、施設等、一時保護施設を利用するこどもに影響を与える決定をする場合は、意向を尊重した上で、決定前の段階からこどもが意見を表明できるようにします。こどもの健やかな成長をサポートする支援計画等については、計画を作成する段階から参加できるように努めます。

3 児童虐待の防止とこどもと家庭の支援

(1) 現状

① こども家庭センター

令和4年改正児童福祉法において、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置が、市町村の努力義務とされました。こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なくもれなく対応することとされています。

② 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の適切な保護・支援を図るため、「岡山市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。要保護児童の支援にあたっては、要保護児童対策地域協議会において、関係機関間の連絡調整や対応すべき支援機関の選定を実施し、支援状況の管理・評価を行っています。

③ ヤングケアラー

令和6年に子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

岡山市では、令和4年に地域こども相談センターへ相談窓口を設置し、ヤングケアラーコーディネーターを中心に、学校等の関係機関と緊密に連携しながら、複雑な課題を抱えるヤングケアラーとその家庭への支援を行っています。

④ 家庭支援事業等

令和4年の児童福祉法改正により、家庭支援事業として既存の子育て短期支援事業等に加え、新たに子育て世帯訪問支援事業等が創設され、令和6年度から実施に努めることとされました。

⑤ 児童家庭支援センター

市内1か所に設置された児童家庭支援センターでは、休日・夜間の専門相談に対応しています。また、こども総合相談所から委託を受けたこどもや家庭への指導等も行っています。

(2) 基本的な考え方

虐待の防止には、支援が必要な子どもや家庭に早期に気づき、支援につなげる仕組みが重要であり、取組を充実していきます。関係団体やNPO等と緊密に連携し、地域全体で子どもの権利を擁護する意識を醸成し、子育て家庭を見守る機運を高めていきます。

(3) 主要な取組

① 未然防止と早期発見

ア こども家庭センターの設置

地域の全ての妊産婦・子育て家庭に向けて、児童福祉と母子保健双方の視点から情報の提供や相談等に対応するとともに、支援が必要な妊産婦や子育て家庭を把握した場合は、サポートプラン[※]を作成するなど、個別の状況に応じた支援を行います。また、地域の関係団体やNPO等と連携を強化し、地域で子どもや子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。

[※]各家庭の課題に応じた支援を行うため、対象者と支援者が一緒に作成する計画

イ こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供等を行い、子育て家庭と地域が早い時期につながる機会とします。

ウ ヤングケアラーの把握

地域や学校など関係機関への啓発とともに、わかりやすいチラシを作成し、子どもに対する周知の充実も図ります。また、教育委員会（小学校・中学校）と連携し実態調査を行うなど、ヤングケアラーの把握に努めます。把握したヤングケアラーは、こども家庭センターが中心となり必要な支援につなげます。

エ オレンジリボンキャンペーンの実施

児童虐待防止を願う市民運動であるオレンジリボンキャンペーンを引き続き実施し、子どもの権利擁護や虐待防止の意識向上を図ります。

② 支援の強化

こども家庭センターを中心に、関係機関・地域団体との連携の強化や、子育て支援施策の充実を図ります。

ア 要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域団体や児童福祉施設等の専門機関、行政などそれぞれの関係機関の強みが活かせるよう連携の強化を図ります。

イ ヤングケアラー支援

こども家庭センターで窓口や電話による相談に対応するほか、LINEなどでも相談に応じています。18歳以上のヤングケアラーに向けては、「岡山市子ども・若者育成支援地域協議会（地域子育て支援課内）」で相談を受け付け、適切な支援機関へつなぎます。

ウ 妊産婦と子育て家庭を支援する事業の実施

- ・保護者が安心して養育できるよう、子育て短期支援(ショートステイ)事業の受け皿の充実に努め、利用しやすい体制を整備します。
- ・ヤングケアラーを含め子育て世帯へ家事ヘルパーを派遣する子育て世帯訪問支援事業や、地域のNPO等を活用した要保護児童等の見守り事業を引き続き実施します。
- ・支援が必要な妊産婦が安心した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、必要な情報の提供や相談助言を行います。
- ・こども家庭センターを中心に、専門的な相談機関である児童家庭支援センターと引き続き緊密に連携し、地域のこどもと家庭を支援します。

エ 地域における支援体制づくり

こども家庭センターが地域に出向き、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめとする地域団体やこども食堂などこどもの居場所づくりを担う団体やNPO等と協力関係を築きます。また、新たな連携先となる地域資源の発掘に努めます。そうした地域資源との連携を深め、こどもの見守り等の情報を共有する仕組みづくりを進めます。

オ 職員等の人材育成

こども支援に携わる職員の資質向上を目指した研修等を実施するとともに、地域の団体等に対しても、こどもの権利や関係機関との連携の必要性などを学ぶ機会を提供します。

カ こども総合相談所との連携

こども家庭センターとこども総合相談所は、こどもの置かれている状況や背景を的確に把握し、適切な役割分担の下で、情報共有や連携を図りながら、的確な判断を行い、必要な対応や支援を行っていきます。

4 こどもの権利を守るためのソーシャルワークを担う児童相談所の機能強化

(1) 現状

① こども総合相談所の体制強化

令和4年に発生した児童虐待による死亡事例の検証をきっかけに、再発防止に向けて、SNSを活用した相談支援体制の整備や弁護士による法的対応の充実、現職警察官の配置及び専門職員の増員等による人員体制の見直しなど、事業と人事の両面からこどもを虐待から守る体制を強化しました。

さらに、業務の質の向上を図るため、第三者評価を実施し、指摘事項の改善を行いました。また、こどもの意見を表明する権利を保障するため、弁護士による意見表明への支援等様々な取組を進めています。

② 一時保護施設的环境

一時保護は、こどもの安全を確保し、こどもの心身の状況や生活環境等の把握のために行います。一方で、こどもが大きな不安を抱くことがあるため、一時保護の理由等を丁寧に説明し、安心して過ごせるように配慮しています。

なお、こどもの安全確保の観点から、一時保護施設的环境には一定の制約等が設けられていますが、意見箱の設置やアンケート、第三者である弁護士による意見表明等支援事業を通じて聴取されたこどもの意見を踏まえ、適宜見直しを行っています。

③ 関係機関等との連携

こども総合相談所の機能を補完する役割を担う児童家庭支援センターは、令和6年4月1日現在、市内に1か所設置されています。児童家庭支援センターは、こども総合相談所が指導を委託した家庭に対して継続的に支援しています。このため、児童虐待が再び生じた際は、速やかにこども総合相談所へ支援が引き継がれる体制となっています。

また、児童虐待の対応の際、DVが疑われる家庭については、児童虐待対応機関であるこども総合相談所とDV被害者支援機関が連携・協力して対応しています。

さらに、地域こども相談センターとは、死亡事例の検証を踏まえて、事例への共通の認識の下、お互いの役割分担を明確にし更なる連携を図っています。施設等とは、支援方針等の密な情報共有を図り、更なる協働体制の構築を図っています。

④ 親子関係の再構築

虐待をはじめとする養育上の課題等に直面し親子関係の改善が必要な家庭に対しては、外部医療機関等と連携し、医学的・心理学的知見に基づく保護者支援プログラム等の実施により、親子関係再構築の支援を行っています。

(2) 基本的な考え方

こどもは自らの意見が尊重され、生活に影響を与える重要な決定等に参加する権利を持っています。この権利が守られるソーシャルワークを実現するためには、こども総合相談所の専門性をさらに向上させ、日々の支援の中でこどもから意見を丁寧に聴き、こどもと一緒に取り組んでいくことが重要です。

一時保護されたこどもについては、一時保護施設で安心して過ごせるよう施設の生活環境改善に努めます。こども総合相談所の支援を受け家庭で生活しているこどもは、関係機関とも連携し、養育環境を改善していく必要があり、親子関係再構築に関するプログラムなどの効果的な支援により、こどものケアや、親子関係の改善、親の養育負担の軽減を図ります。

(3) 主要な取組

① こども総合相談所の機能強化

ア 専門性の向上

- ・知識や経験のある複数のスーパーバイザーが若手職員の指導育成を行うことにより、職員の専門能力を高めます。
- ・全ての児童福祉司がDVと児童虐待が併存する事例等、判断や支援の難しい事例に的確な対応ができるよう、知識の習得だけでなく実践的な技術の習得に努めます。
- ・こども家庭ソーシャルワーカー資格^{*}の取得を促進します。

※令和4年児童福祉法改正に基づき創設された認定資格

イ 第三者評価の実施

定期的に第三者評価を実施し、実施結果を踏まえてこども総合相談所及び一時保護施設の業務の質の向上を図ります。

ウ 法的対応機能の強化

日常的に弁護士に相談できる体制を整備し、増加する困難事例における法律上の問題に的確に対応できるよう努めます。

エ こどもの意見を尊重するソーシャルワークの展開

- ・相談の開始から支援の終結まで、こどもの年齢や理解力に応じてこどもの権利について説明の上、こどもの意見を聴き、聴取した意見を可能な限り反映させた支援を行います。
- ・こどもの意見と対応結果は、児童福祉審議会へ報告し助言を受けます。

② 一時保護施設的环境

ア 施設の機能向上

- ・こどもの権利擁護の観点から、一人ひとりの発達段階や個別性に応じた支援を基本とします。
- ・できるだけ家庭に近い環境となるよう生活環境の改善に努めます。
- ・緊急保護への対応や夜間時のこどもの不安を受け止めるため、夜間の職員体制の充実に努めるとともに、心身ともに安心して過ごせるよう小児科等の医療機関と連携を図ります。

イ 多様な施設環境

一時保護の委託が可能な里親の確保に努め、こども一人ひとりに適した環境を提供します。特に乳幼児の一時保護については、愛着形成において重要な時期であることから、里親の積極的な活用に努めます。

③ 関係機関等との連携

- ・こども総合相談所と関係機関が役割分担し、評価結果を共有しながら、こどもと家庭への効果的な相談支援を行います。
- ・こども総合相談所とこども家庭センターは、こどもの置かれている状況や背景を的確に把握し、適切な役割分担の下で、情報共有や連携を図りながら、的確な判断を行い、必要な対応や支援を行います。
- ・施設等との更なる協働体制と信頼関係の構築に努め、こども一人ひとりに応じた支援を行います。

④ 親子関係の再構築

- ・親子関係を改善するための保護者支援プログラムを継続実施するとともに、こどもに対して心の傷つきからの回復のために、トラウマの視点を取り入れたケアに取り組みます。

5 社会的養護の推進

(1) 現状

① 代替養育の状況

令和6年4月1日現在で、岡山市内の代替養育の受け皿は、里親が123組、ファミリーホームが2か所、児童養護施設と乳児院が6か所となっています。こうした代替養育を必要とするこどもの数は、令和元年度の220人から令和5年度の197人へ微減で推移しています。岡山市では、こどもの最善の利益を優先する観点から、一人ひとりに応じた養育環境を整え、継続的に支援しています。

② 里親の状況

里親への委託を推進していますが、こどもの支援ニーズに適した里親とのマッチングができない場合があり、里親委託率は、令和元年度の16.4%から令和5年度は22.8%と微増に留まっています。また、里親の平均増加数は年間5組程度であり、登録里親の確保が課題となっています。

③ 乳児院・施設等の状況

ア こどもの権利擁護

児童会の開催やアンケート、面接等を実施し、聴き取ったこどもの意見を、施設等での生活に可能な限り反映しています。

イ 小規模化・地域分散化

施設等では、「できる限り良好な家庭的環境」を提供するため、小規模化・地域分散化を進めています。令和5年度では、市内の施設等において小規模化・地域分散化した施設（グループ）数は5グループであり、そこで暮らすこどもは、全入所児童数の約16%です。また、市内2か所の障害児入所施設においても小規模化が行われています。

ウ 専門支援施設としての役割

施設等では家庭支援専門相談員や心理療法担当職員等を配置し、親や家族等への相談支援や、心のケアが必要なこどものカウンセリング等を行っています。また、里親の支援等のために里親支援専門相談員を配置しています。

(2) 基本的な考え方

新たに代替養育を必要とするこどもについては、「家庭養育優先原則」に従い、里親やファミリーホームへの委託を優先し、里親等への委託を推進します。委託先となる里親については、登録数が令和6年4月時点で123組であることから、新規登録数を増やし、委託しやすい環境を整備する必要があります。今後、里親制度の普及促進・リクルート業務や、里親研修・トレーニング業務、里親等養育支援業務などを包括的に担う里親支援センターを設置し、里親登録数を増やすとともに、里親の養育技術の向上等による養育環境の充実を図ります。

また、家庭での養育が長期的に望めない場合は、永続的な解決方法として特別養子縁組について検討します。より専門的な支援が必要なこどもは、施設等を検討するなど、それぞれのこどもの状況等に適した養育環境を提供していきます。

加えて、社会的養護を受けているこども等が社会に出てからも、自立した生活を送ることができるよう支援します。

なお施設等に対しては、質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化を支援するとともに、密な連携を図り協働体制を更に強化します。

(3) 主要な取組

① 家庭養育優先原則に基づく里親等委託の推進

ア 養子縁組の推進

- ・養子縁組や特別養子縁組（以下「養子縁組等」という）の制度について正しく理解する機会を設け、認知度の向上を図ります。
- ・養子縁組等をすることでこどもと養親への相談支援のため、保健医療機関等をはじめ関係機関との連携を強化します。
- ・養子縁組等に際して、こどもの年齢や理解力に応じた丁寧な説明と、こどもの意見を表明する権利を保障します。
- ・永続的に記録を保存し、「出自を知る権利」を保障します。
- ・こども総合相談所はこどもを養育する支援計画に基づき、里親支援センター等と協働して、切れ目なく養親やこどもを支援します。また、こどもと実親の交流に仲介が必要な場合は、実親への支援も行います。

イ 里親制度の周知啓発と里親リクルート活動の展開

- ・民間機関と協働した効果的な周知啓発事業を実施し、里親制度の理解を促進します。
- ・子育て経験者等を対象に里親リクルート活動を実施し、里親の登録数を増やします。
- ・一人ひとりのこどものニーズに対応できる専門性の高い里親を確保します。

ウ こどもの権利を擁護する里親制度の充実

- ・こどもや里親が継続的に相談できる里親支援センター等を設置し、専門的知識をもち、里親への助言ができる支援者を育成します。
- ・実践的な研修を実施し、こどもの権利が守られ、育ちのニーズが満たされる、質の高い里親による養育を目指します。

エ こどもが安心して生活できるための里親支援体制の構築

- ・里親がこどもの意見表明や参画を支援しこども中心の養育ができるよう、里親の育成を進めます。
- ・里親が相互に交流し支え合う関係づくりを支援します。

② 施設等における家庭的養育の充実と専門支援機能の強化

ア 家庭的養育の実現

- ・施設等で生活するこどもを対象に、弁護士などの第三者の支援により意見表明の権利が保障されるよう環境を整備するとともに、意見を施設等の運営に反映する仕組みの構築を支援します。
- ・施設の小規模化・地域分散化について、計画的な整備が図られるよう支援します。
- ・本体施設による地域分散化施設への支援機能等の強化を支援します。
- ・養育支援計画や自立支援計画の共有等により、施設等とこども総合相談所など関係機関の連携を推進します。
- ・こどもの安全や保護の観点から、こども総合相談所等と連携した緊急一時保護等の危機管理体制の整備等を支援します。
- ・指導的役割を担う人材等の育成について、施設等が実施する取組を支援します。

イ 高機能化・多機能化の推進

- ・施設の職員が、要保護児童対策地域協議会に参加し、情報共有を行うなど、地域のこどもとその家庭への相談支援が行える仕組みづくりを進めます。
- ・専門的ケアが必要なこどもへの支援のため、専門職員を配置する等の施設の取組を支援します。

- ・ 児童家庭支援センターなど、児童養育の専門機関による地域のこども家庭支援の強化を推進します。
- ・ 地域の家庭養育支援のため、一時保護委託やショートステイ等を安定的に行う体制の整備を支援します。

③ 社会的養護を受けているこどもへの自立支援

- ・ 社会的養護のもとで暮らすことになった時から、将来の自立に向け、計画的に必要な知識や社会生活スキルを習得できるような取組を推進します。また、社会に出た後もつながっていけるように、困ったときに気軽に相談できるような人間関係づくりや環境の整備を進めます。
- ・ 自立に向けた中間ステップとして、自立援助ホーム等が行う児童自立援助事業の運営を支援します。
- ・ 社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供するとともに、生活や就労等に関する情報提供、相談支援や助言を行う社会的養護自立支援拠点事業を、施設等と連携し実施します。
- ・ 里親・施設等の協力を得て、社会的養護を経験したこども等が置かれている状況の把握に努めます。